

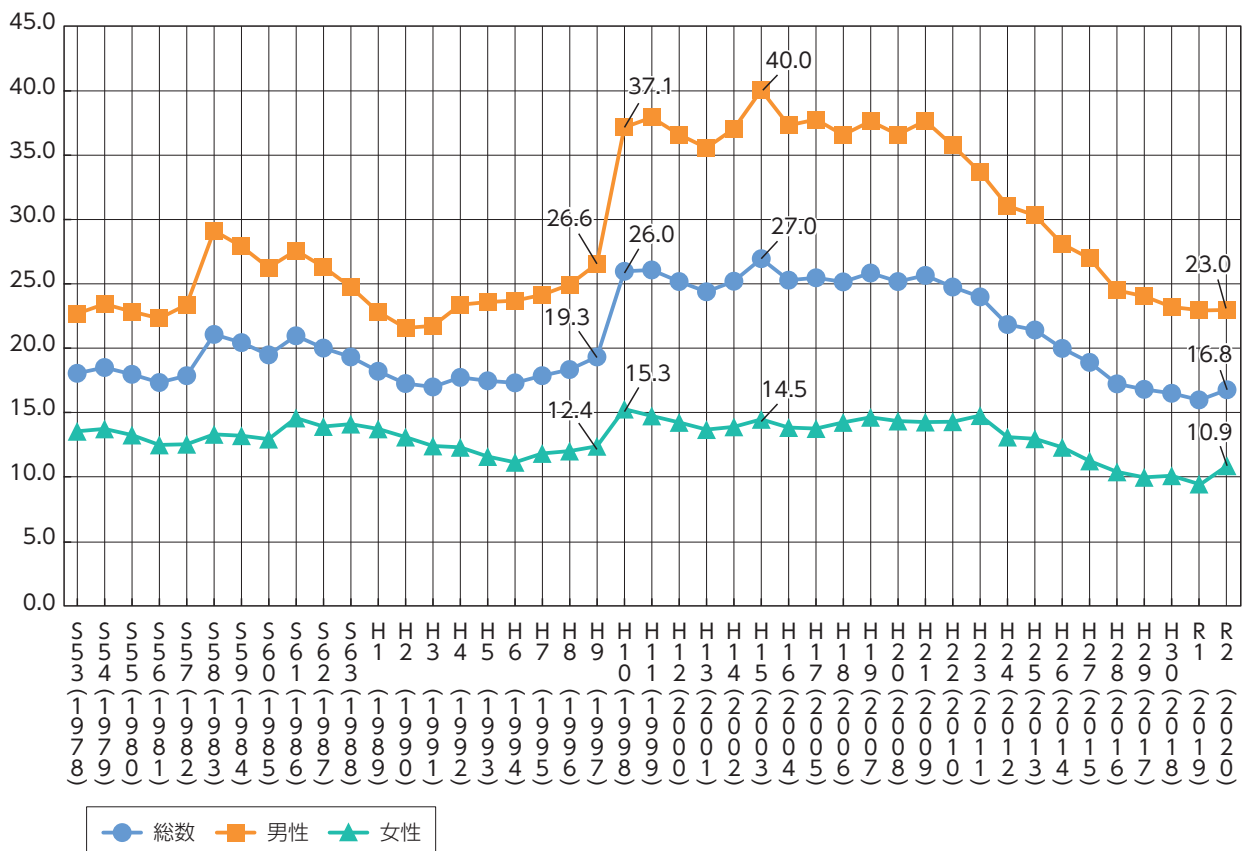
2 自殺死亡率の推移

(1) 警察庁の自殺統計に基づく自殺死亡率の推移

人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）の推移について、自殺統計によれば（第1-3図）、昭和58年の21.1をピークとした後、平成3年には17.0まで低下

した。その後、9年の19.3から10年に26.0と急上昇し、以後15年の27.0をピークとして、高い水準が続いていたが、近年は低下を続け、令和元年は昭和53年の統計開始以来最小の16.0となったが、2年は、前年より0.8上昇の16.8となっている。

第1-3図 自殺死亡率の推移（自殺統計）



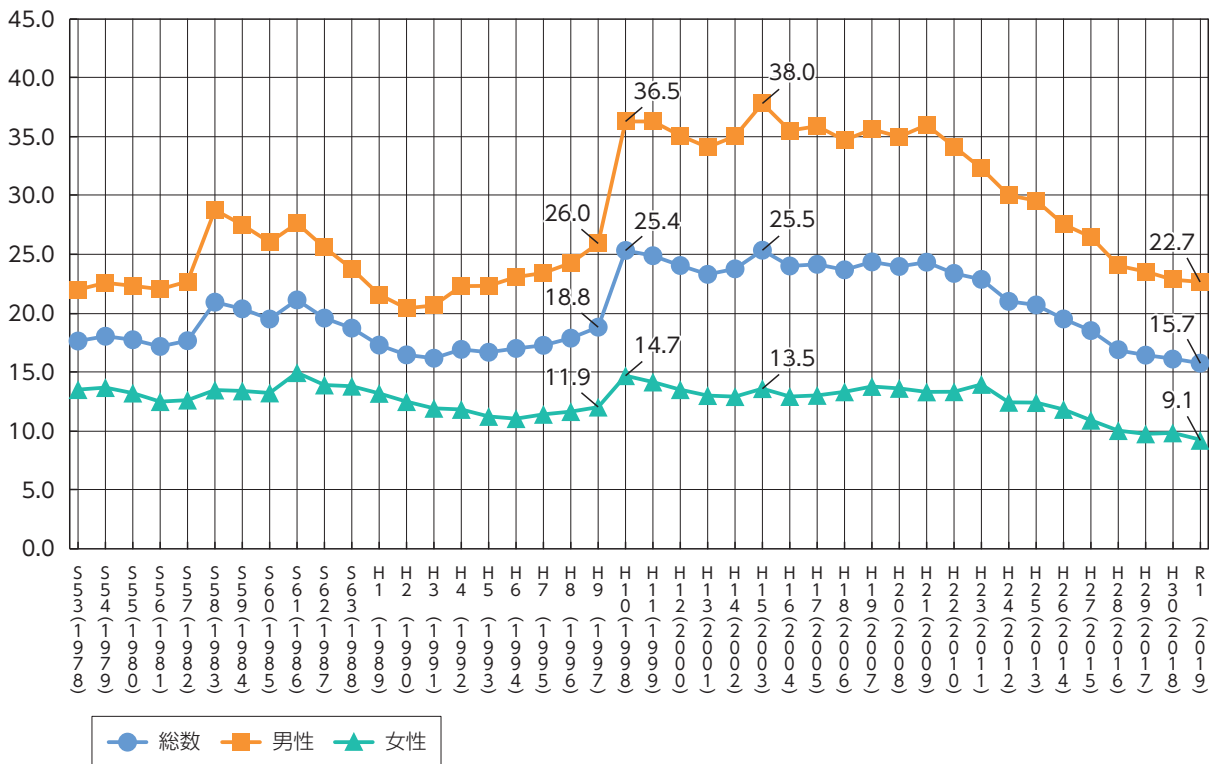
資料：警察庁「自殺統計」、総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）より厚生労働省自殺対策推進室作成

(2) 厚生労働省の人口動態統計に基づく自殺死亡率の推移

自殺死亡率の推移を人口動態統計でみると(第1-4図)、昭和61年の21.2をピークに、平成元年からは16~19の間で推移していた

が、10年には前年の18.8から25.4に急上昇し、以後15年の25.5をピークとして、高い水準が続いていたが、22年以降は低下を続けており、令和元年は15.7となっている。

第1-4図 自殺死亡率の推移(人口動態統計)



資料：厚生労働省「人口動態統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

参考

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

1 日本における外国人の取扱いの差異

「自殺統計」は、日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数としているのに対し、「人口動態統計」は日本における日本人のみの自殺者数としています。

2 調査時点の差異

「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しているのに対し、「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており、後日原因が判明し、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上しています。

3 計上地点の差異

「自殺統計」は、発見地に計上しているのに対して、「人口動態統計」は、住所地に計上しています。